

2月は殆どの市町村が指名願（建設工事）の中間年受付。ただし臼杵市は2/2、日田市は2/15、大分市は3/11（大分市水道局は2月末）が期限となっていますのでご注意ください！



「建設業許可の更新を頼んでいたA行政書士が入院のため出来ないと言う…許可満了日は明後日だが日曜日なので実際は今日が期限…A氏は「西馬さんに頼んでみて!」と言うが何とかして貰えるだろうか?」と土木関連の事業を営むB社長が奥様と一緒に来所されたのは期限日の午後3時前でした。建設業法では「許可期限の30日前までに更新の手続きをする事」を求め手続きを怠れば期間満了と

許可が今日で切れる!! **閉庁直前に更新手続き無事完了**

もに許可の効力を失い引き続いて営業する事ができなくなります。しかし更新の手続きさえとってれば期間満了後であっても従前の許可は有効です。今回は30日前どころか期限のその日の手続き依頼です。から只事ではありません。B社は営業所が県内のみの知事許可。すぐ管轄の土木事務所に連絡しB社の協力も得て当事務所スタッフの総力で夕方閉庁前に更新の受付を済ませることができました。無許可営業は3年↓の懲役か3百万円↓の罰金に。ご注意!



「取締役や監査役といった役員任期が切れているのに次の役員の登記がまだ済んでいない…このままでは建設業許可の更新を認める訳にはいかないので至急法務局への手続きを!」という連絡が県の建設業指導班から入ってくるようになりました。有限会社と違って株式会社の場合①取締役は2年②監査役は4年の任期が会社法で定められています。しかし株式を誰かに譲渡したくても取締役会や株主総会の承認がないとできないといった中

役員変更がなくても… **重任の登記** 怠ると金銭罰が!!

小の株式会社の場合、定款の規定で最長10年に任期を延ばす事が平成18年に施行された会社法で認められるようになりました。あれから10年以上経った今、うっかり任期が過ぎていのに何もしていないケースが出始めています。パパ・ママや親族だけの小規模会社の場合は役員が替わる事はあまりありませんが重任の登記を怠ると罰金も掛かってきます。謄本でご確認を。



当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。

※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379